

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会 加盟団体規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の正会員が代表する団体（以下「加盟団体」という。）に関する事項を定める。

(加盟団体)

第2条 本協会の加盟団体は、次の通りとする。

- (1) 各都道府県において登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを統括し、その普及振興を行う、第13条に定める手続により承認された団体（以下「県岳連（県協会）」という。）
- (2) 本協会の目的に賛同して加盟した団体

(加盟団体の使命)

第3条 本協会の加盟団体は、スポーツ団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない。

- (1) 「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- (2) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、健全な普及・発展を図ること。
- (3) 登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを統括する団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンスの強化・充実を図ること。

(ブロック別地域区分)

第4条 都道府県山岳連盟（協会）のブロック別地域区分は、次の通りとする。

ブロック名	都道府県名区分
北海道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	香川、徳島、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 組 織

(加盟団体の組織と名称)

第5条 県岳連(県協会)は、各都道府県における登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツを統轄する団体として組織しなければならない。

2 前項の団体の名称には、当該都道府県名を冠しなければならない。

第6条 第2条第2号に定める加盟団体は、登山、スポーツクライミング及び山岳スポーツに関する事業を行う団体として組織しなければならない。

第3章 権 限

(正会員及び理事候補者の推薦)

第7条 加盟団体は、本協会に対し、各団体1名の正会員候補者を推薦しなければならない。

2 加盟団体は、本協会に対し、理事候補者を推薦することができる。

(加盟団体長会議等)

第8条 本協会会長が必要と認めた場合、加盟団体長又は理事長会議を招集することができる。

2 本協会会長が必要と認めた場合、事務連絡の会議を招集することができる。

(地域連合会)

第9条 県岳連(県協会)は、第4条のブロック別地域区分を単位として地域連合会を結成することができる。地域連合会を結成する場合には、規約及び役員名簿を本協会会長に届出なければならない。

第4章 義 務

(遵守すべき事項)

第10条 加盟団体が遵守すべき事項については、倫理規程において定める。

(報告及び届出義務)

第11条 加盟団体は、毎年4月末日までに、当該年度の役員名簿(氏名・住所・役職名)及び事業計画・予算について本協会に報告しなければならない。

2 毎事業年度終了後2ヶ月以内に、当該年度の事業報告書及び会計報告書を本協会に届出なければならない。

3 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約及びその他既に本会に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本協会に届出なければならない。

(分担金の納入)

第12条 加盟団体は、本協会会員規程第5条の定めを遵守しなければならない。

- 2 会員規程第5条第2項に定める正会員が代表する県岳連（県協会）は、年度ごとに分担金を当該年度の6月末日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ないときは6月末日までに50%を納入し、残りを9月末日までに分割納入することができる。
- 3 前項の分担金の金額は、県岳連（県協会）の構成団体数に7,000円を乗じた額とする。ただし、当分の間、上限を150万円とする。
- 4 県岳連（県協会）の構成団体数は、毎年4月1日現在とする。

第5章 加盟及び退会

（加盟）

第13条 本協会に加盟しようとする団体は代表者名により次の書類を本協会会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
 - (2) 団体規約
 - (3) 所属団体組織一覧表
 - (4) 役員名簿（氏名・住所・生年月日・役職名）
 - (5) 前年度事業概況書、当該年度事業計画書及び予算書
- 2 新たに加盟しようとする団体は法人でなければならない。なお、既に加盟が認められた団体で法人でない団体は、速やかに法人となるよう努めなければならない。
- 3 本協会は、第1項に定める書類を受領した日から直近の理事会において加盟の適否を審査し、適当と認められた団体の加盟を承認する。
- 4 前項により加盟を承認された団体は、本協会の事業に協力し、規程及び指導を遵守するものとする。

（退会）

第14条 加盟団体が退会しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 退会願書
- (2) 退会理由書

（納付金等の精算）

第15条 加盟団体が、前条第1項又は第2項により退会した場合、既に納付した経費等は理由の如何を問わず返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金等は、直ちに全額納金しなければならない。

（改廃）

第16条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の承認を要する。

付 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 この規程は、平成 28 年 8 月 27 日から施行する。
- 3 平成 29 年 11 月 12 日 一部改定
- 4 平成 30 年 6 月 10 日 一部改定
- 5 平成 31 年 3 月 2 日 一部改定
- 6 令和元年 9 月 12 日 一部改定